

令和8年度 附属幼稚園預かり保育実施要領

高知大学教育学部附属幼稚園

1 預かり保育の目的

- (1) 本園教育課程に係る教育時間以外の時間（登園前および降園後）について、ふさわしい過ごし方を提供することにより、幼児の健やかな心身の発達や社会性の伸長を促すこと。
- (2) 地域の実態や保護者の要請に応じて、預かり保育を実施することにより、園児の保護者の子育てを支援すること。

2 対象幼児

本園に在籍し、家庭の事情等により、預かり保育を必要とする園児。

3 利用形態

定期利用	・学期単位での利用 ・月単位での利用	・保護者の就労等による利用 (主に幼児教育の無償化・2号認定園児が対象です。)
一時利用	・時間単位での利用	・保護者の用事や就労以外の理由による利用 (定員に余裕がある場合に利用を受け付けます。)

4 実施期間・時間

実施期間 令和 8 年 4 月 2 日 ～ 令和 9 年 3 月 26 日

	期 間 (時 間)	備 考
実施期間	4 月 14 日 ～ 卒園式・修了式	通常の開園日の期間 (教育課程に係る保育日)
	・8 時から 8 時 40 分まで ・降園時刻から午後 6 時まで	
休業期間	学年始め休業 4 月 2 日～4 月 10 日 夏季休業 7 月 21 日～8 月 28 日 冬季休業 12 月 21 日～12 月 25 日 学年末休業 3 月 23 日～3 月 26 日 ・午前 8 時から午後 6 時まで	開園期間の休業日は除きます また、長期休業期間の預かり実施予定日が土曜日・日曜日の場合は、該当日を除きます

※ 令和8年度の預かり保育利用可能日の詳細は、年間カレンダー「令和8年度 預かり保育実施日」をご確認ください。

※ 3歳児の学年始め休業の利用は、昼食準備前の11時までで徐々に慣らすことをお勧めしています。

5 利用定員

預かり保育の1日の定員は、30人とします。

※希望者が定員（1日30人）を超える場合は、定期利用登録者を優先します。

次に一時利用者で、就労時間の長い方や祖父母等による家庭保育が行えない方から優先とします。

6 利用登録

令和8年度の預かり保育利用を希望する場合は、令和8年1月30日（金）までに、「預かり保育利用登録申請書」（様式1）を職員室へ提出してください。

7 諸経費

（1）利用料

定期利用	利用時間に関係なく、 一律の金額	・通常保育日 1,100 円/日 ・長期休業期間 1,300 円/日
一時利用	朝と午後の合計利用時 間での金額	・1.5 時間未満 500 円/日 ・1.5 時間以上 5 時間未満 1,050 円/日 ・5 時間以上 1,350 円/日

※ 利用時間は、午前と午後の合計が1日の利用時間となります。

※ 利用料は、利用月の翌月に発行する請求書（毎月10日頃に高知大学が発行）によりお支払いください。支払期限は、利用月の翌月の末日（請求書の届いた月の末日）です。

※ 幼児教育無償化で2号に認定された園児は、預かり保育の利用に要した費用について、高知市からの給付（3か月毎の支給で、限度額は月額 11,300 円）があります。申請手続きは、別途お知らせします。

（2）おやつ代

- ・ 利用申請用紙により「お迎えの時間が午後3時30分を超える場合」は、おやつを注文します。
各月の注文日数（1日110円）に応じて、翌月に集金袋で集金します。
- ・ 預かり利用時間を午後3時30分までに（降園）変更する場合は、利用日の前日午後3時までにご連絡ください。利用日の前日午後3時30分を過ぎた変更連絡になると、おやつ代が発生します。

8 利用手続きと持ち物等

（1）利用手続き

定期利用 （ピンク色 申請書）	指定の締め切り日（前 月10日）までに職員 室または担任へ提出	※時間等の変更は、一週間前までにご連絡ください 緊急の場合については、変更理由により対応します
一時利用 （水色 申請書）	利用希望日の一週間 前までに職員室へ提出	※定員の空き状況や希望日・申請理由に応じて、利用の 可否を決定します。（受付順、申請理由により決定） ※利用申請書に加筆して、何度でも申請できます 2回目以降は、職員室で直接ご記入ください

(2) 一日の流れ

■午前(朝の預かり保育)

お子さんと一緒に、絵本の部屋まで行き、登園時刻を記入する。

(午後の預かり保育も利用する場合は、職員へ預かり保育用の荷物を渡す。)

■午後(教育時間終了後の預かり保育)

職員に声を掛けて、子どもと遊びの片付けや身支度をし、お迎えの時刻を記入して退出する。

(3) 駐車場の利用

登降園時の駐車場の利用(車の乗り入れ)は、在園時間の8:40から18:00まで毎回の門扉の開閉やお子さんとの手つなぎ等で安全に十分ご留意くだされば、次の時間帯で使用可能です。

■開園日

ア 午前(朝の預かり保育)

午前 8 時から 8 時 40 分の間

※8 時 40 分以降の入構は、新入児の1学期のみです。その他は入構できません。

イ 午後(教育時間終了後の預かり保育)

教育時間が午前終了の日 … 晴れ 12:00 以降 雨 11:45 以降

教育時間が午後終了の日 … 晴れ 15:00 以降 雨 14:20 以降

■長期休業期間

午前 8 時から午後 6 時の間

(4) 持ち物

■午前(朝の預かり保育)

特にありません。

■午後(教育時間終了後の預かり保育) ※すべての物に記名してください。

- ・ハンカチ(お手ふきタオル)
- ・コップ、歯ブラシ(学年の使用状況に合わせて)、袋…水曜日等の午前保育の時
- ・午睡用のバスタオル大判 2 枚…年少と希望者(敷く・掛ける用)
- ・水筒(教育時間から預かり保育までの、一日分の量の水筒を持たせてください)
- ・着替え…できる限り持たせくださると安心です
- ・汚れ物入れ…必要な方(ビニール袋を折り畳んで入れてください)
- ・上記の物が入る荷物バッグ(子どもが他の荷物と一緒に持てるもの、リュックも可)

9 緊急時の対応と注意事項

(1) けが・病気の場合

- ① 軽度のけがの場合は、幼稚園で対応します。頭部の打撲等、特に受診の必要がある場合は、病院へ搬送することもありますので、保護者にお迎えの連絡をします。
- ② 高熱や重篤な病気を発症した場合は、保護者にお迎えの連絡をします。

(2) 気象警報が発表された場合

- ① 本園の教育課程に係る保育開始前に、気象警報が発表されて休園となった場合、または保育開始後に気象警報等で一斉降園となった場合は、預かり保育は実施しません。
- ② 夏季・冬季及び学年末の休業期間の預かり保育で気象警報が発表された場合は、預かり保育は実施しません。

(3) 学級閉鎖の場合

感染症などの病気等により学級閉鎖となった場合は、当該学級のお子さんは預かり保育を利用できません。

(4) 利用制限

感染症の疑いなどの病気等により、他の園児に影響を与えられる場合は、預かり保育を利用できません。

(5) 緊急連絡先

緊急連絡先は、幼稚園に提出された書類を利用します。

(6) 注意事項

次のようなことがあった場合、利用登録を取り消すことがあります。

- ① 迎えの時間が午後 6 時を過ぎることが度々ある場合
- ② 特別な事情なく利用料の支払いが度々滞った場合
- ③ その他、利用登録を取り消すことがやむを得ないと判断した場合

(7) その他

登録内容を変更したい場合や幼児教育・保育無償化の認定に変更(1号認定か2号認定)が生じた場合は、附属幼稚園職員室に申し出てください。